

ご利用ください！ 高齢者乗合タクシーの運行について

村内の高齢者の交通手段として、「高齢者乗合タクシー」を運行しています。

村内に居住されている高齢者の人の買い物や通院、その他社会活動にご利用ください。

○運行期間

通年運行します。

土日祝日を除く平日の運行です。

ただし、年末年始とお盆期間は運行休止となりますのでご注意ください。

○対象者

65歳以上の村民の人

※利用には、事前に登録が必要です。

登録がお済みでない人は、利用の前に役場住民課福祉係まで登録申請をしてください。

電話にてお問い合わせのうえ登録申請してください。後日登録証を郵送します。利用の手引き等は役場でお配りします。

☎ 57-2111 (内線 350・352)

※すでに乗合タクシー利用登録をした人は、再登録は不要です。現在お持ちの登録証をそのままお使いください。

○利用できる区間

自宅から、村内の公共施設、商業施設等への移動に利用できます。

※役場や病院のほか、公共施設や店舗へ行くために利用できます。

※目的を個人宅とする利用はお断りします。ご了承ください。

○利用料金

乗車1回につき、300円

降りるときに、ドライバーにお支払いください。

○運行形態

運行日の午前8時から午後5時の間で、予約に応じて運行を決定する方式です。

○利用方法（予約のしかた）

利用する際は、乗車する日の前日まで、乗合タクシー運行業者へ乗車予約をしてください。

運行業者 新篠津自動車工業

☎・ファックス 57-2021

受付時間 午前9時から午後5時
帰りの予約も同様に運行業者へ電話で申込みください。

※乗合タクシーのため、他の利用者との乗り合わせになります。

※運行本数を定めない方法での運行のため、乗車希望時間を調整させていただくことがあります。

定員を超える場合は乗車できない場合がありますので、必ず予約をしたうえでご利用ください。

○その他

・介助者の乗車は、1名まで可とします。

（乗車料金がかかります）

・ペット等の乗車は可能な限りご遠慮ください（盲導犬等は除く）。もし乗車する際は、ケージに入れるなどの配慮をお願いします。

願います。

・荷物は、他の座席を占有しない程度に願います。

・悪天候時は運行を見合わせる場合があります。

○利用上の注意

・利用の際は必ず予約をしてください。また、必ず1人ずつ別に予約をしてください。

・事前に乗車人数を把握できないと、運行に支障が出ます。また、利用登録していない人、利用資格のない人を確かめられないと、安定した運行の妨げとなります。

・利用を取りやめるときも、運行業者まで連絡してください。

○その他詳しいことについては、住民課福祉係までお問い合わせください。

☎ 57-2111 (内線 350・352)



くらしの情報



新篠津村はばたけ高校生応援支援金について



村では新篠津村独自の施策として、高校生の通学費等の一部を助成することで、保護者等の経済的負担を軽減し、教育環境の充実を図ることを目的に「はばたけ高校生応援支援金」の支給を行います。

該当の人は、申請手續をお願いいたします。

★応援支援金支給対象者

高等学校、特別支援学校（高等部に限る）、及び高等専門学校（第3学年までとする）（以下「高等学校等」という）に在学している生徒の保護者等（保護者等は村内に住所を有すること）

★応援支援金支給額

高校生1人につき月額5,000円

★応援支援金支給方法

年2回支給（口座振込）

※4月から9月分を9月末日までに、10月から3月分を3月末日までにそれぞれ支給します。

★応援支援金支給期間

高等学校等に入学した日の属する年度から3年度間支給します。また、年度途中に村に転入し、支給対象者の要件に該当した場合には、該当した日の属する月から支給となります。

高等学校等を卒業、修了、または退学した場合は、その日の属する月をもって支給を終了します。また、保護者等が村外に転出した場合は、転出した日の属する月をもって支給終了となります。

★応援支援金の申請について

◇申請方法

教育委員会（役場2階）に、申請書（村ホームページでもダウンロード可）がありますので、必要事項を記入し、次の添付書類とともに提出してください。

○添付書類

- ・在学証明書（在学する高等学校等から証明書の交付を受けてください）
- ・住民票の写し 申請者及び同一世帯に属する者の住民票の写し

※住民票の写しについては、「この申請書の交付決定に必要な公簿等を閲覧すること」の同意欄に記入押印していただければ省略できます。

※応援支援金の振込口座を記入いただきますので、通帳（名義人のフリガナ、金融機関、口座番号が記載されている面のコピー可）をお持ちになり、お越しく下さい。口座は申請者名義のものに限ります。

※高等学校等在学中の3年間は、毎年申請が必要となります。

※申請書提出後に申請書類等の内容に変更があった場合には、「はばたけ高校生応援支援金交付変更申請書」を提出してください。

★申請書のダウンロードについて

Click !

新篠津村教育委員会 はばたけ高校生応援支援金



上記のように入力し、検索すると「はばたけ高校生応援支援金」の内容が記載されたホームページを閲覧できますので、申請書をダウンロードして使用してください。

★申請書の提出先

新篠津村教育委員会学校教育係（役場2階）

★申請書受付時間

月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分まで

★申請書受付期間

平成30年5月14日（月）～平成30年6月29日（金）まで

★問合先

新篠津村教育委員会学校教育係 ☎ 57-2111（内線712）

